平成２９年（フ）第１１号
広島県福山市新市町大字下安井321番地６
債務者　平岩　実夫
１　決定年月日時　平成29年５月９日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２９年（フ）第４６号
広島県福山市新市町大字金丸1830番地
債務者　奥田　弘美
１　決定年月日時　平成29年５月９日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２９年（フ）第４８号
神奈川県横須賀市大津町１丁目10番９号　リンデンハイム201、申立時の住所神奈川県横須賀市三春町５丁目３番地83　グリーンヒルズ201
債務者　山本　育子
１　決定年月日時　平成29年５月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月19日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第６４号
神奈川県三浦市南下浦町上宮田1062番地
債務者　品原　　学
１　決定年月日時　平成29年５月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月19日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第３６号
愛知県豊橋市中岩田６丁目１番地（16―202）
債務者　高橋　直也
１　決定年月日時　平成29年５月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月３日まで
５　免責審尋期日　平成29年７月３日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（フ）第５１号
愛知県豊橋市下地町字宮前81番地１
債務者　ユニネットプランニングこと　鳥居　雅三
１　決定年月日時　平成29年５月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月３日まで
５　免責審尋期日　平成29年７月３日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（フ）第１０１７号
大阪府豊中市玉井町１丁目11番８号
債務者　橋本　永子
１　決定年月日時　平成29年５月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月５日まで
５　免責審尋期日　平成29年８月１日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１１９１号
大阪市淀川区塚本２丁目８番21―704号
債務者　濱口　加代
１　決定年月日時　平成29年５月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月５日まで
５　免責審尋期日　平成29年７月18日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１２６３号
大阪市鶴見区茨田大宮４丁目28番18―807号
債務者　水黒　大輔
１　決定年月日時　平成29年５月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月５日まで
５　免責審尋期日　平成29年７月14日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１４０５号
大阪府茨木市松ヶ本町６番37―918号
債務者　西村　知晃
１　決定年月日時　平成29年５月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月５日まで
５　免責審尋期日　平成29年７月14日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１５９２号
大阪府東大阪市大蓮東３丁目15番６号　東大阪レヂデンス　304号、前住所大阪府八尾市老原１丁目91番地の１　さくら館104号
債務者　松本　昇吾
１　決定年月日時　平成29年５月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月５日まで
５　免責審尋期日　平成29年７月14日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１７９１号
大阪市西淀川区出来島３丁目２番11―410号
債務者　平山　武善
１　決定年月日時　平成29年５月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月５日まで
５　免責審尋期日　平成29年７月28日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１８１６号
大阪市住之江区御崎６丁目３番24号　エトワールミサキ　501
債務者　浦本　まい（旧姓久米田）
１　決定年月日時　平成29年５月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月５日まで
５　免責審尋期日　平成29年７月14日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５号
長崎県平戸市紐差町176番地２
債務者　美野田はるよ
１　決定年月日時　平成29年５月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月５日まで
５　免責審尋期日　平成29年６月29日午前10時
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２９年（フ）第８号
長崎県松浦市御厨町里免１番地　御厨団地１―１棟407号、住民票上の住所長崎県松浦市御厨町里免１番地　１―１棟407号
債務者　松本三千代
１　決定年月日時　平成29年５月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月５日まで
５　免責審尋期日　平成29年６月29日午前10時15分
長崎地方裁判所平戸支部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２９年（フ）第１５号
群馬県伊勢崎市曲沢町151番地４
破産者　佐藤　美幸（旧姓小保方）
１　決定年月日　平成29年５月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係